15. 日本スポーツ振興センター加入及び災害給付金の支給について

学校ではお子様が安全で楽しい学校生活を過ごせるよう努めておりますが、時には授業中、休み時間、登下校の際などに災害が発生しております。独立法人日本スポーツ振興センターが行っている災害給付制度は、登校から下校まで広い意味での「学校管理下」としてとらえ、その間に発生した災害について、必要な給付を行う事を目的として、昭和35年に発足した互助共済制度であり、学校の設置者と保護者がそれぞれ掛け金を負担し合って運営しております。特に近年は、災害発生件数が増加する傾向にあり、この共済制度の役割が非常に重要なものとなっております。給付内容も年々充実してきておりますので、本校では本年も全員加入としております。趣旨をご理解いただき、加入を承認いただきますようお願いいたします。

1．共済掛け金（保護者負担分）

一人あたり年額　高校　1,570円

＊５月の諸経費一括納入で徴収させていただきます。

2．請求手続き

学校管理下（登下校中含む）の災害により治療をした場合には、直ちに学級担任・部活動顧問に申し出て保健室へ連絡をして下さい。所定の用紙を使って申請を行います。

3．災害給付

①災害給付金額が2,000円を超える場合

授業料振替口座に振り込みいたします。但し、振り込み手数料は災害給付金から差し引かせていただきます。

②災害給付金額が2,000円未満の場合

現金で直接お渡しします。先に給付金支給通知書（決定金額及び受け取り可能な期間がわかる書類）をお子様に渡しますので、印鑑を持参の上、事務室に受け取りにきて下さい。お子様を通じて受け取りをされる場合は、委任状と印鑑を持たせてください。

③卒業生への給付

基本的には銀行振込になります。振込手数料は災害給付金から差し引かせて頂きます。

4．給付の対象となる災害と給付金額

<table>
<tr><th>災害の種類</th><th colspan="2">災　害　の　範　囲</th><th>給　付　金　額</th></tr>
<tr><td>負　　傷</td><td colspan="2">学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの</td><td rowspan="2">医療費
・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）
ただし、高額医療費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額</td></tr>
<tr><td>疾　　病</td><td colspan="2">学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの
・給食による中毒・ガス等による中毒・溺水
・熱中症　・異物の嚥下又は迷入による疾病
・漆等による皮膚炎　・外部衝撃等による疾病
・負傷による疾病</td></tr>
<tr><td>障　　害</td><td colspan="2">学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第１級から第14級に区分される。歯牙欠損も含む。</td><td>障害見舞金
4,000万円～88万円（通学中の災害の場合には，2,000万円～44万円）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">死　　亡</td><td colspan="2">学校管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡</td><td>死亡見舞金
3,000万円（通学中の場合，1,500万円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">突然死</td><td>学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの</td><td>死亡見舞金
1,500万円（通学中の場合も同額）</td></tr>
<tr><td>学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの</td><td>死亡見舞金
3,000万円</td></tr>
</table>

（注：見舞金については、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です）

諸　注　意

＊医療費・障害見舞金・死亡見舞金とともに給付事由が生じた日から２年間請求を行わないときには、時効により給付を受ける権利が消滅します。

＊第三者行為により損害賠償を受けたときには、その受けた額の限度において給付されない事があります。（交通事故、物の瑕疵、特に悪質な加害行為によって災害が生じた場合など）

＊学校管理下（登下校中含む）の災害により治療を必要とした場合及び他の医療助成を受ける場合は学校に連絡して下さい。

＊給付金は、学校で手続きをしてから、概ね２～３ヶ月後に支給されます。

16. 入学前の教育相談日（予約制）について

本校では、2024年４月に入学予定のお子様が、安心して学校生活を送ることができるように、教育支援体制を整える一環として、教育相談日を設けております。

つきましては、お子様の心身の健康面（小・中学校からの申し送り事項等を含む）などについて、事前の保護者相談を希望される場合は、ご連絡を頂きたいと思います。

なお、予約制で保護者相談日を設けております。下記日程の中で、日時の調整をさせて頂きます。また、４月５日㈮については、札幌市外のご家庭を優先させて頂きます。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

１．相談日時　４月３日㈬　９時から13時
　　４月４日㈭　９時から16時
　　４月５日㈮　入学式終了後から14時（札幌市外優先）

２．予約受付　随時
３．連 絡 先　電話：０１１－５７１－５１７５
４．担 当 者　健康推進室室長：鈴木　養護教諭：川口
＊相談日時の都合がつかないご家庭については、ご相談下さい。

以上